第３号様式（第２条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 景観計画区域内における行為の通知書 |
| 　景観法第１６条第５項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。　　年　　月　　日　千歳市長　様 | 通　知　者 | 住所 | (郵便番号　　　　　) |
| 機関名及び代表者名 |  |
| 電話番号 |  |  |
| ※受　付 | ※受付番号 | 連　絡　先 | 所属 |  |  |
|  |  | 住所 | (郵便番号　　　　　) |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| 行為の場所 |  | 都市計画法第８条第１項の地域、地区又は街区 |  |
| 行為の期間 | 着手予定日 |  | 完了予定日 |  |
| 行　為　の　種　類　、　設　計　又　は　施　工　方　法 | □建築物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更 | □修繕□模様替□色彩の変更□修繕□模様替□色彩の変更 |
| 用途 | 高さｍ(増改築分　　　ｍ) | 階数　階 |
| 敷地面積㎡ | 建築面積㎡ | 延べ面積㎡(増改築分　　　　　㎡) |
| □工作物 | 区分 | □新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更 | □修繕□模様替□色彩の変更□修繕□模様替□色彩の変更 |
| 用途 | 高さｍ(増改築分　　　　　ｍ) | 築造面積㎡(増改築分　　　　　㎡) |
| □開発行為 | 開発区域の面積㎡ | 構築する施設 |
| 法面又は擁壁の高さｍ | 法面又は擁壁の長さｍ |
| □その他 | 区分 | □土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更□木竹の植栽又は伐採□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積□水面の埋立て又は干拓□電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築 |
| 面積㎡㎡ | 高さｍｍ |

（裏）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類、設計又は施工方法 | 彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入） | 第一立面 | 区　　分 | 割合単位（％） |
| 彩色が施されている部分 | 色彩（マンセル値） | 色相 | 明度 | 彩度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 彩色が施されていない部分 | 素材名 |  |  |
|  |  |
| 計 | 100％ |
| 第二立面 | 区　　分 | 割合単位（％） |
| 彩色が施されている部分 | 色彩（マンセル値） | 色相 | 明度 | 彩度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 彩色が施されていない部分 | 素材名 |  |  |
|  |  |
| 計 | 100％ |
| 第三立面 | 区　　分 | 割合単位（％） |
| 彩色が施されている部分 | 色彩（マンセル値） | 色相 | 明度 | 彩度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 彩色が施されていない部分 | 素材名 |  |  |
|  |  |
| 計 | 100％ |
| 第四立面 | 区　　分 | 割合単位（％） |
| 彩色が施されている部分 | 色彩（マンセル値） | 色相 | 明度 | 彩度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 彩色が施されていない部分 | 素材名 |  |  |
|  |  |
| 計 | 100％ |

注１　※印欄は、記入しないこと。

２　「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。

３　該当する□内に、レ印を付すこと。

４　高さ、延べ面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条の規定に準ずること。

５　彩色が施されている部分の「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値１０ＹＲ２／１の場合は、色相１０ＹＲ、明度２、彩度１と記載する。）。

６　彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。

７　次の図書を添付すること。なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則（平成１６年国土交通省令第１００号）第１条第２項に規定する縮尺とする。

(1)　景観法（平成１６年法律第１１０号）第１６条第１項第１号及び第２号に掲げる行為の場合

ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図

オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第４号様式。ただし、景観重点区域内における行為を通知する場合にあっては、第５号様式）

カ　その他参考となるべき事項を記載した図書

(2)　景観法第１６条第１項第３号及び第４号に掲げる行為の場合

ア　当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ　当該開発行為その他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ　設計図又は施工方法を明らかにする図面

エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（第４号様式。ただし、景観重点区域内における行為を通知する場合にあっては、第５号様式）

オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本産業規格Ａ４）